

平成21年5月20日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084214

研究課題名（和文） 市民の法使用の実態と課題
—弁護士の使用—

研究課題名（英文） How do the citizens seek advices from attorneys and what do they think about going to attorneys ?

研究代表者

武士俣 敦 (BUSHIMATA ATSUSHI)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号：30190169

研究成果の概要：全国調査によって市民の弁護士の使用に関する広範なデータが収集された。これまでのデータ分析の結果、市民の弁護士へのアクセスに関して、使用頻度、事件の特性、利用者の社会経済的特性、行動上の特性、認知上の特性などの解明がおこなわれた。また、弁護士の有用性や弁護士にたいする満足度などの弁護士評価の実情も明らかにされた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	800,000	0	800,000
2004年度	1,300,000	0	1,300,000
2005年度	1,100,000	0	1,100,000
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	400,000	0	400,000
2008年度	600,000	0	600,000
総計	5,400,000	0	5,400,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事紛争全国調査

キーワード：弁護士、法使用、民事紛争

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究が開始された2003年は司法制度改革推進法にもとづいて設置された司法制度改革推進本部が多岐にわたる立法作業を精力的に進めているさなかであった。民事司法制度の改革の焦点の一つは国民の司法へのアクセスの向上であった。具体的な施策としては法曹人口増加のための法科大学院制度、審理の充実化や迅速化のための訴訟手続改革、ADRを利用し易くするための法的な基盤整備、などが実現されつつあった。しかし、法化社会における司法の重要性が高まる中で、こうした改革が真に社会的要請に

えうるものであるかどうかに関しては、それを判断するための信頼できる確かなデータは乏しかった。

(2) 紛争処理に関する弁護士利用の実態についての知見も不十分な状態であった。この課題の調査研究には、利用者である一般市民を分析単位にするものと利用される側である弁護士を分析単位にするものとの2つのタイプがある。紛争分野や地域が限定されない全国規模の調査研究にしばらく、前者では1985年に実施された日弁連の『市民の法律問題』調査、2000年に実施された司法制度

改革審議会による「民事訴訟利用者調査」が、後者では日弁連が1980年から10年ごとに実施している「弁護士業務実態調査」がすでに行われていた。しかし、いずれも、弁護士利用を紛争当事者の意識や行動、裁判所やADR機関の利用との関連において捉えるという見地からは限界のあるものであった。

2. 研究の目的

本研究は、現代日本における市民の法サービス獲得行動のうち、弁護士による法サービスの領域に対象を限定し、市民が民事紛争の処理にあたって弁護士をどの程度、そしてどのように使用しているかについて実態調査にもとづいた経験科学的知見を得ることを目的とする。いうまでもなく、弁護士は法的問題や紛争に直面した市民にたいし必要な法サービスを提供する中心的な存在として位置づけられる。その提供するサービスは非紛争事案における相談や文書作成から裁判外での紛争処理サービス、そして法廷での訴訟代理や刑事弁護まで多岐にわたる。その中でとくに本研究が目指すのは、訴訟提起以前の紛争処理の局面を中心に、紛争当事者である市民による弁護士への接触や弁護士との相互作用の態様、弁護士やそのサービスに対する評価、その後の紛争行動といった点に焦点をあて、意識次元と行動次元の双方を含む弁護士の法サービスの利用パターンとその規定要因を経験的データにもとづいて明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 全体的スキーム

本研究は特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の中の研究項目の1つ「法使用行動の研究」の一部を構成するものである。法使用と一口にいっても裁判所外における法サービスの獲得機会としては、法専門職である弁護士、司法書士の他、行政的ADR、民間ADR、各地弁護士会の相談センター、各地司法書士会の相談会など多種多様なものがある。全体としてこれらの法サービスの獲得のパターンを明らかにすることが目指されるわけであるが、本研究はその一環として弁護士の使用の実態の究明を分担するものである。

(2) 質問紙調査

現代日本における一般市民の法使用行動という理論的視座から弁護士使用行動に関する調査項目を構造化して表現した質問紙を用いて訪問面接法による調査を実施した。調査対象者は全国に居住する20才以上70才未満の個人から層化二段抽出法で無作為に

選ばれた11,000人で、回答者は5,330人であった(回答率48.5%)。調査実施時期は2006年3月から5月にかけてであった。

(3) 質的インタビュー調査

質問紙調査を補充する目的で、弁護士を利用した回答者にたいして、より詳しい聞き取り調査を実施した。調査対象者は質問紙調査の際におこなった質的調査への協力依頼に応諾してくれた人々である。実施時期は2007年2月から3月にかけてであった。インテンシブなインタビューにより個別ケースについての詳細なデータを取得した。

4. 研究成果

(1) 紛争経験者がどの程度弁護士を使用しているかという点については、つぎのような結果が得られた。回収標本データの5330ケースのうち、紛争経験ありと回答したのはその内の1850ケースであった。これら1850件の紛争ケースのうち、弁護士事務所や弁護士が利用されたのは71ケースで、比率にして3.8%であった。弁護士も含めて何らかの専門家・専門機関を利用したケースは利用の有無別では515ケースであるが、個々の専門機関等ごとの利用ケース数を合計すると延べ696ケースになる。弁護士利用と他の専門家・専門機関の利用との関係をアクセスの順序関係でみると、最初の相談先として弁護士が選択されたのは515ケース中36ケース(7.0%)で、最初に相談がなされた26機関中の5番目の多さであった。2番目の相談先として弁護士が選択されたのは135ケース中24ケース(17.8%)で、2番目に相談がなされた20の専門家・専門機関の中でもっとも多かった。それ以上に相談先があった場合の最後の相談先として弁護士が選ばれたのは41ケース中10ケース(24.4%)で最後に相談がなされた13の専門家・専門機関の中でもっとも多かった。

(2) 弁護士が使用された紛争の諸特性についてはつぎのような点が明らかとなった。まず、問題類型では、調査票で用意された14の類型のうち、学校にかかわる紛争と対行政の紛争を除いた12類型で弁護士利用が見いだされた。その中で弁護士利用がもっとも多いのは家族・親類関係の紛争で、約4分の1を占め、ついで、事故・犯罪、近隣関係、それに事業関係の紛争が同程度で続く。対照的に商品・サービス、金銭、通信、それに病院関係の紛争では少ない。当事者が誰かという点では、自分側当事者の場合、自分自身が当事者である紛争が6~7割で、家族・親族やその他の人が当事者の紛争が3~4割であり、相手方当事者の場合、大きな割合を占め

ているのは、組織・団体と家族・親類・友人の2つのカテゴリーで、それぞれ3割前後であった。金額でみた紛争の重大性という点では、被害ケースの場合、300万円以上が32%、100万円以上では52%を占め、加害ケースの場合では300万円以上が50%、100万円以上では72%を占める。

(3) 弁護士利用者の社会経済的背景については、つぎのような点が明らかとされた。まず、年齢では、20代の若年層の利用者が5.6%ともっとも少なく、60代以上の最高齢層が32%ともっとも多かった。学歴では、もっとも多いのは高等学校卒業で半分を占め、ついで大学・大学院レベルで約4分の1を占める。職業では、もっとも多いカテゴリーはフルタイムの被雇用者で約3分の1を占め、また退職者・主婦・学生などの未就業者も約4分の1と一定の利用度を示した。他面、経営者・役員は約1割を占めるにすぎない。収入の点では、弁護士利用者の世帯年収の場合、400万円未満、400～700万円、700～1000万円、1000万円超の収入区分の下で400～700万円の中の下層が約3分の1でもっとも多いが、400万円未満の最下層も約4分の1を占めており、もっとも少ないのが上層の1000万円超の17%である。弁護士利用者の個人年収の場合、300万円未満、300～600万円、600～800万円、そして800万円超の収入区分の下でもっとも多いのが300万円未満の最下層で4割近くを占める。他方で600～800万円の層では22%、それ以上の層と合わせると約3割を占める

(4) 紛争に直面した市民が弁護士に援助を求めるにしても、それ以前に、あるいはそれと併行していかなる対応行動をとるかという点に関して、つぎのようなことが明らかとされた。まず、書籍やインターネットなどを通じた当該紛争の問題に関する情報探索行動について、約4割が書籍やインターネットなどによる何らかの調査活動をおこなっている。つぎに、問合わせや交渉など何らかの形での相手方への働きかけについては、弁護士利用者は73%と高い割合でこうした行動をとっている。第3に、もっとも身近な存在である家族や親戚への相談については、弁護士利用者の約8割という高い割合でおこなわれていることが見いだされた。第4に、友人や知人への相談については、弁護士利用者の約6割が当該紛争に関して友人や知人に相談していることがわかった。

(5) 弁護士の利用に際して利用者がその弁護士にどのような期待を抱いていたかという認知上の特性について、調査ではあらかじ

め7種類の援助サービスを選択肢として留意した。それらは、①自分の話を聞いてくれること、②相手方とのあいだに入って交渉してくれること、③法律的な助言を与えてくれること、④法律以外の専門的な知識や助言を与えてくれること、⑤自分の利益を守る方法を教えてくれること、⑥他の機関・団体・専門家を紹介してくれること、⑦訴訟や調停で代理してくれること、である。明らかになったことは、市民が弁護士利用においても期待のなかで一貫して大きなウェイトを占めているのは法的助言だということである。交渉の代理や裁判所での代理も弁護士の典型的な職務であるが、その割合はだいたい50%前後で推移している

(6) 弁護士利用者の弁護士にたいする評価については有用性と満足度の2つの面から測定した。弁護士が役に立ったかどうかという有用性評価に関しては、役に立ったとする割合は、弁護士が最初の相談先であるケースにおいて83.8%、弁護士が2番目の相談先であるケースにおいては78.3%であった。満足度に関しては、弁護士が最初の相談先であるケースにおいて満足している割合が56.8%、満足していない割合が24.3%であり、弁護士が2番目の相談先であるケースにおいては満足している割合が81.8%、満足していない割合が18.2%であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 武士侯敦、「市民のトラブル・問題処理における弁護士利用の実態と特徴—弁護士へのアクセスの側面を中心に—」、特定領域研究ワーキングペーパー集、第1集、118—132頁、2007年、査読なし
- ② Atsushi Bushimata, Mobilization of Legal Professionals by the Ordinary Citizens in Contemporary Japan, Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas Working Papers, Vol. 2, pp. 120-133, 2008, 査読なし
- ③ 武士侯敦、「市民の弁護士利用行動からみた弁護士評価の構造と特質」、特定領域研究ワーキングペーパー集、第5集、68—89頁、2009年、査読なし
- ④ 武士侯敦「紛争処理と弁護士へのアクセス—法使用行動調査データの分析—」、福岡大学法学論叢、53巻、289—328頁、2009年、査読なし

〔学会発表〕（計3件）

- ① 武士俣敦、「市民のトラブル・問題処理における法専門家利用の実態と特徴—民事紛争全国調査からの中間報告—」2007年5月12日、日本法社会学会学術大会（新潟大学）
- ② Atsushi Bushimata, Tsuneo Niki & Shiro Kashimura, Mobilization of Legal Professionals by the Ordinary Citizens in Contemporary Japan, Law and Society Association & Research Committee on Sociology of Law joint meetings, July 25, 2007, Humboldt University, Berlin
- ③ 武士俣敦、「トラブル処理における弁護士への助言探索行動と弁護士評価」、2008年5月10日、日本法社会学会学術大会（神戸大学）

〔図書〕（計1件）

武士俣敦「弁護士の役割と展望」和田仁孝編『法社会学』187—205頁、2006年（法律文化社）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武士俣 敦 (BUSHIMATA ATSUSHI)
福岡大学・法学部・教授
研究者番号：30190169

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし